

令和6年12月松伏町議会定例会提出追加議案概要

議案第59号

松伏町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額を改定するための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

ア 令和6年12月期に支給される職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	1.225月	1.275月

イ 令和6年12月期に支給される定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	0.6875月	0.7125月

ウ 令和6年12月期に支給される職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	1.025月	1.075月

エ 令和6年12月期に支給される定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	0.4875月	0.5125月

オ 行政職給料表の給料月額の改定

平均引上額	8,605円
平均改定率	2.7%

(2) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）

ア 令和7年度以降に支給される職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支 給 月	改 定 前	改 定 後
6月期	1.225月	1.25月
12月期	1.275月	

イ 令和7年度以降に支給される定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支 給 月	改 定 前	改 定 後
6月期	0.6875月	0.70月
12月期	0.7125月	

ウ 令和7年度以降に支給される職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支 給 月	改 定 前	改 定 後
6月期	1.025月	1.05月
12月期	1.075月	

エ 令和7年度以降に支給される定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支 給 月	改 定 前	改 定 後
6月期	0.4875月	0.50月
12月期	0.5125月	

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2(2)は、令和7年4月1日

(2) 経過措置

ア 2(1)は、令和6年4月1日から適用する。

イ 2(1)を適用する場合には、2(1)による改正前の松伏町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、2(1)による改正後の松伏町職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第60号

町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 趣旨

町長、副町長及び教育長並びに議会の議員の期末手当の額を改定するための条例の改正

2 内容

(1) 町長等の給与等に関する条例の一部改正(第1条)

町長及び副町長に支給される令和6年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.25月	2.35月

(2) 町長等の給与等に関する条例の一部改正(第2条)

町長及び副町長に支給される令和7年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	2.25月	2.30月
12月期	2.35月	

(3) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正(第3条)

教育長に支給される令和6年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.25月	2.35月

(4) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正(第4条)

教育長に支給される令和7年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	2.25月	2.30月
12月期	2.35月	

(5) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(第5条)

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される令和6年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.25月	2.35月

(6) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(第6条)

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される令和7年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	2.25月	2.30月
12月期	2.35月	

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2 (2)、(4) 及び (6) は、令和7年4月1日

(2) 経過措置

ア 2 (1)、(3) 及び (5) は、令和6年12月1日から適用する。

イ 2 (1)、(3) 又は (5) を適用する場合には、2 (1) による改正前の町長等の給与等に関する条例、2 (3) による改正前の松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例又は2 (5) による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、それぞれ2 (1) による改正後の町長等の給与等に関する条例、2 (3) による改正後の松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例又は2 (5) による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第61号

令和6年度松伏町一般会計補正予算（第5号）

1 補正前予算額	10,210,269千円
2 補正予算額	46,459千円
3 合計	10,256,728千円

議案第62号

令和6年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

1 補正前予算額	3,204,307千円
2 補正予算額	△35千円
3 合計	3,204,272千円

議案第63号

令和6年度松伏町介護保険特別会計補正予算（第3号）

1 補正前予算額	2,472,181千円
2 補正予算額	238千円
3 合計	2,472,419千円

議案第64号

令和6年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額	479,500千円
2 補正予算額	550千円
3 合計	480,050千円

議案第65号

令和6年度松伏町下水道事業会計補正予算（第3号）

1 既決予定額	
(1) 収益的收入	525,672千円
(2) 収益的支出	521,146千円
(3) 資本的收入	150,817千円
(4) 資本的支出	352,637千円
2 補正予定額	
(1) 収益的收入	△510千円

(2) 収 益 の 支 出	△ 5 1 0 千円
(3) 資 本 の 収 入	—
(4) 資 本 の 支 出	—
3 合 計	
(1) 収 益 の 収 入	5 2 5, 1 6 2 千円
(2) 収 益 の 支 出	5 2 0, 6 3 6 千円
(3) 資 本 の 収 入	1 5 0, 8 1 7 千円
(4) 資 本 の 支 出	3 5 2, 6 3 7 千円